

1. はじめに

香港は日本にとって農水産物や食品の最大の輸出先であり、年間約795億円(2008年)の取引が行われています。「食品栄養表示法」の施行を来年に控えた香港では、流通業界を中心としてその対応方法に大きな関心が集まっています。同法の施行で影響を受けるのは包装済みの食品で、日本で製造・包装された食品だけでなく、香港で販売される全ての包装済み食品(一部を除く)で対応が必要となります。では、その法律の概要と、必要となる対応についてご紹介します。

2. 食品栄養表示法の概要

食品栄養表示法は、小売店で販売される包装済み食品に栄養成分表示を義務付けることで、増加する成人病を抑制するために、2008年5月28日の香港立法会(香港の立法機関)で成立しました。約2年間の猶予期間を経て、2010年7月1日から施行されます。同法には、①消費者の健全な食品選択を推進する、②公衆の健康に役立つよう食品調合に健全な栄養原則を適用することを食品製造業者に促す、③栄養情報に関して誤解を招くあるいは誤った表示・強調表示を規制する、という3つの目的があります。

食品栄養表示法の内容は日本の栄養表示基準

より厳格なもので、日本の健康増進法に規定された5つの表示項目(熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム)よりも3項目(飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、糖)多く、また、日本国内では普及していない、国際基準に沿った検査も求められています。そのため、単に日本の栄養成分表示を中国語もしくは英語に訳すだけでは、この法律をクリアすることはできません。加えて、様式にある強調表示(例えば、高蛋白や低脂肪などの比較表示)をパッケージにプリントする場合には、中国NRV(NRV: 栄養素等摂取目安量)を使用し、基準をクリアしているか数値で示す必要があります。

3. 適用免除について

食品栄養表示法は、以下に紹介する4つの原則に従って制定された16項目のいずれかに該当する場合は、適用免除となります。4つの原則というのは、①食品業者にとって実質的に表示することが困難(例: パッケージや容器の総表面積が100平方センチ未満の場合)、②熱量がゼロ(ゼロの定義あり)で主要栄養素を含まない食品、③添加物を配合しなくても新鮮で、加工されていない食品(例: 生鮮あるいは乾燥させた野菜・果物)、④年間販売量が30,000ユニットを超えない包装済み食品、といったことです。

表1 食品栄養表示制度の概要

対象商品	一般包装済みの飲食品
表示項目	必須の8項目: 熱量、蛋白質、炭水化物、総脂肪、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、糖、ナトリウム
様式	表にしてパッケージのよく見える位置に表示(貼付) 言語は中国語もしくは英語のみ(中国語・英語の双方併記可)、強調表示がある場合は前述の言語と同様でなければ不可
施行日	2010年7月1日より表示義務化
罰則	違反者は最大5万香港ドルの罰金(約60万円)と禁固6ヵ月

(出所) 香港食品環境衛生署、食品安全中心 「食品栄養表示法セミナー」配布資料

表2 適用免除に該当する16項目

(1)アルコールの含有量が1.2%以上	(9)熱量ゼロ、主要栄養素を含有しない
(2)飲食店で販売、通常即消費されるもの	(10)無添加・未調理の肉魚
(3)1つの品目として販売するために、個々にしゃれた包装を施した菓子類	(11)下準備を行った同場所で販売
(4)個別保存された保存果実	(12)即座に消費されることを意図せず、加熱処理は一切行われていないスープパック
(5)包装の総表面積が100平方センチ未満	(13)慈善団体が慈善イベント会場で販売
(6)無添加の野菜や果物(冷凍・乾燥を含む)	(14)加工処理された場所もしくは隣接地での販売
(7)無添加炭酸水	(15)飲食店への卸売り
(8)水・ミネラルウォーター	(16)年間販売量30,000ユニット以下(事前申請必要)

(出所)香港食品環境衛生署、食品安全中心 「食品栄養表示法セミナー」配布資料

16項目の具体的内容については表2をご参照下さい。

4. 食品栄養表示法施行で想定される影響

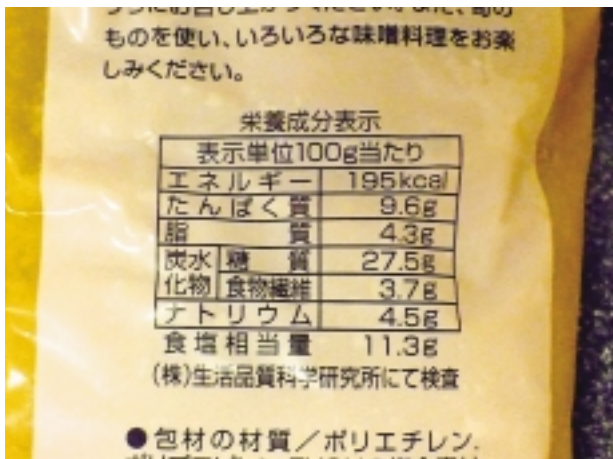
考えられる1つ目の影響は、日本の商品パッケージによく見られる「高蛋白」や「低脂肪」などの強調表示を用いた表記に関するものです。香港における日本の食品への信頼性は高く、この点はパッケージの強調表示が重要な役割を果たしています。しかし、同法の施行により、基準等の問題でこの表示ができなくなった場合、日本のメーカーは香港への輸出商品についてパッケージ変更を余儀なくされ、ひいては製造コストの増加を招くことが考えられます。また、年間30,000ユニット以下の商品で、同法の適用免除に関する事前申請を行った場合は、強調表示を行うことが禁止(少量免除と強調表示の併用禁止)されます。香港側のバイヤーにおいても、強調表示されていないことで商品のアピール度が低下し、今まで香港人に受け入れられていた商品が販売不振に陥ることも想定されます。

2つ目として、香港への輸出商品のためだけにパッケージのやりかえを行うことで生じるコスト増を理由として、輸出を断念する企業が出てくることが想定されます。これは日本だけでなく、香港に輸出している他の国々のサプライ

ヤーにも言える事であり、殆どの食品を輸入に頼っている香港において、輸入食品の商品数(種類)が激減することも懸念されます。

3つ目は、同法に対応するために負担しなければならないコストそのものの問題です。栄養成分の検査費用は、香港食品環境衛生署が推奨する検査機関での成分検査の場合、検査対象の最小単位となる1ユニットあたり約5万円の費用がかかるということです。しかもこの1ユニットの定義については、同じ成分の食品であっても、容量や香り・風味等が違うだけで、別のユニットとみなされます。そのため、取り扱いユニットの増加とともに、コストも増加します。また少量免除の事前申請を行う場合、1ユニットあたり毎年345香港ドル(約4,140円)以後、毎年更新するには335香港ドルを支払わなければなりません。(注:30,000ユニット以下の商品で成分表示免除を受ける為には事前申請と毎月の販売数報告が必要となる)

香港のバイヤーにヒアリングしたところ、前述のコストについてはサプライヤー側が負担するという香港の慣習があるそうです。全ての取引がそうであるとは断定できませんが、コスト負担のあり方について、今後バイヤーとサプライヤーとの間で争点となることでしょう。



食品栄養表示法「未対応」の成分表示
(脂質のみで、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸が成分表示されていない。中国語もしくは英語の表記もない。)

5. 香港バイヤー側の対応

香港に拠点をもち日本の食品を取り扱う卸業者に、同法施行に伴う対応等について話を伺いました。

バイヤーとしてまず心配しているのは、サプライヤー(日本の食品メーカー)が、はたして今回の法律に則った8項目の栄養成分データを提出できるのかということです。同法に対応した日本語データを受領できれば、それを翻訳した成分表示ラベルの作成や商品への貼付はバイヤー側で対応するとの回答でした。ただしサプライヤー側に成分分析にかかる費用負担が発生することから、輸出を断念する相手先も現れることが予想され、場合によっては同法に対応可能な新たな取引先開拓の必要性もでてきます。

もう一つの悩ましい点は、実際に取り扱っている日本の食品品目のうち、年間販売数が30,000ユニットを超える商品はわずかで、前述の通り1ユニット毎に免除申請をすると、かなりの件数になり、事務面やコスト面での負担増加が予想されます。従って、あえて免除申請を行わず、サプライヤーに各ユニット毎の成分表を提出してもらい、ラベル貼付のみで対応するかどうかを、コスト面も含め検討しなければならないとの事でした。



食品栄養表示法「対応済み」の成分表示
(熱量以下、規定8項目が表示記載されている)

6. 最後に

今回の食品栄養表示法施行により、香港の店頭にならぶ輸入食品に変化が見られることは間違いありません。輸入食品に依存している香港ですから、同法施行後に様々な問題や反発が巻き起こることも考えられますが、今のところ法に則って対応せざるを得ません。香港に拠点をもち日系食品大手メーカーのように、既に「食品栄養表示法」に対応した表示に変更して販売を行っているところもあります。一方で、施行を機に、これから販路を見出そうとしている食品企業において、対応次第で追い風となり、販路拡大のチャンスとなるかもしれません。最近、この「食品栄養表示法」に関するセミナーが、日本の各地でも行われていることから、日本の食品関連企業の間でも同法施行を前に関心が高まっていることが窺えます。

本件に関するご質問等がございましたら、取引店を通じて当香港駐在員事務所までお問い合わせ下さい。

(香港駐在員事務所 末松 尚樹)

参考資料：香港食品環境衛生署、食品安全中心「食品栄養表示法セミナー」配布資料